○宇土市産後ケア事業実施要綱

令和３年３月２６日
告示第３２号

（趣旨）

第１条　この要綱は、安心して妊娠、出産及び子育てができる環境の整備を図るため、出産後の心身が不安定になりやすい一定期間、保健指導を必要とする母と子に対し、母体の保護及び育児の保健指導を行う産後ケア事業（以下「事業」という。）を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（実施主体）

第２条　この事業の実施主体は、宇土市とする。ただし、市長は、事業の一部を適切な事業運営が確保できると認めた医療機関又は助産所（以下「受託事業者」という。）に委託して実施する。

２　里帰り出産等やむを得ない理由により、受託事業者以外で事業の提供を必要とする場合は、事業の対象となる者（以下「対象者」という。）が希望する医療機関又は助産所（以下「受託外事業者」という。）に依頼して実施する。

（対象者）

第３条　対象者は、市内に住所を有する産後１年以内（早産の場合は、修正月齢による。）の母親並びにその新生児及び乳児（以下「児」という。）で、事業を必要とするもの（流産又は死産を経験した者を含む。）とする。ただし、疾病、負傷、障がいその他の理由により、病院その他施設への入院又は入所を必要とする者を除く。

（事業の利用種別及び支援内容）

第４条　事業の利用種別は、次に掲げるとおりとする。

⑴　居宅訪問型　助産師が対象者の自宅等へ訪問し、支援を行う事業

⑵　通所型　対象者に日帰りで受託事業者が有する施設を利用させ、支援を行う事業

⑶　短期入所型　対象者を受託事業者が有する施設に宿泊させ、支援を行う事業

２　事業の支援内容は、次に掲げるとおりとする。

⑴　母体管理及び生活面の指導

⑵　乳房管理

⑶　授乳、沐浴等の育児指導

⑷　食事の提供（ショートステイを利用する場合に限る。）

⑸　前各号に掲げるもののほか、必要な保健指導

（利用時間及び利用回数）

第５条　対象者が事業を利用することができる時間は、１回の利用につき、居宅訪問型にあっては２時間以内とし、通所型にあっては３時間未満（短時間型）又は３時間以上５時間程度（長時間型）とする。この場合において、対象者は、当該時間を分割して事業を利用することはできない。

２　対象者が事業を利用することができる回数は、１２回以内とする。

３　前項に規定する利用回数のうち、短期入所型にあっては６回（６泊）以内とする。この場合において、対象者は、当該回数を分割して事業を利用することができる。

４　前３項の規定にかかわらず、母子の状況等により、市長が引き続き事業の利用が必要

と認める場合は、この限りでない。

（利用の申請）

第６条　事業を利用しようとする母親（以下「利用予定者」という。）又はその家族等（以下これらを「申請者」という。）は、宇土市産後ケア事業利用申請書兼同意書（様式第１号）（次項において申請書という。）に、当該利用予定者に係る次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。ただし、緊急その他やむを得ない理由があると認められる者については、事後において速やかに申請するものとする。

(1)　母子保健法（昭和４０年法律第１４１号）第１６条に規定する母子健康手帳

(2)　市町村民税非課税世帯に属する場合、それを証する書類

(3)　生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）による被保護世帯に属する場合、それを証する書類

２　緊急その他やむを得ない理由があると認められる者については、前項に規定する申請書及び添付書類の提出は、事後において速やかに行うものとする。

（利用の決定等）

第７条　市長は、前条に規定する申請書兼同意書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、宇土市産後ケア事業利用承認通知書（様式第２号。以下「利用承認通知書」という。）又は宇土市産後ケア事業利用不承認通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。

２　申請者が受託外事業者の利用を申し出た場合は、当該事業者が第４条及び第５条の規定による事業の提供が可能かどうかを審査し、前項の規定により申請者に通知するものとする。

（サービス利用）

第８条　前条の規定により事業の承認を受けた母親（以下「利用者」という。）は、同条に規定する利用承認通知書を受託事業者又は受託外事業者に提示してサービスを受けるものとする。ただし、第６条第２項により事業を利用するときは、当該利用承認通知書の提示を省略できるものとする。

（利用の変更）

第９条　利用者又はその家族等は、承認された事項を変更する場合は、宇土市産後ケア事業利用変更申請書（様式第４号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による届出があったときは、宇土市産後ケア事業利用変更承認通知書（様式第５号）により通知するものとする。

（利用者負担）

第１０条　利用者の費用負担は、別表のとおりとし、利用者は、受託事業者に利用者負担金を支払うものとする。

２　前項の規定にかかわらず、事業利用中の食事代（短期入所型を除く。）、ミルク代、おむつ代、交通費その他利用者に負担させることが適当と認められる費用は、利用者の負担とする。

３　前２項の規定にかかわらず、利用者が受託外事業者で事業の提供を受けた場合は、利用者は、事業に要した費用の全額を当該事業者へ支払うものとする。

（実施報告）

第１１条　受託事業者及び受託外事業者は、利用者の個別の利用状況について、宇土市産後ケア事業実施報告書（様式第６号）を作成し、事業を実施した月ごとに、翌月１０日までに市長に報告するものとする。

（委託料）

第１２条　事業の実施に要する委託料は、市と受託事業者が締結する委託契約において定めるものとする。

２　市長は、受託事業者から委託料の請求を受けたときは、前条の実施報告書及び当該請求の内容を審査し、適当と認めた場合は、当該請求を受けた日から３０日以内に受託事業者に支払うものとする。

（受託外事業者の利用者への助成）

第１３条　第７条第２項の決定により利用者が受託外事業者による事業の提供を受けた場合は、その者に対し事業の利用に要した費用に係る助成金（以下「助成金」という。）を交付する。

２　助成金の額は、第４条第１項各号に掲げる事業に要した額から別表の利用者負担金を減じた額とし、前条第１項に定める委託料のうち当該事業に相当する金額を限度とする。

（助成金の申請）

第１４条　助成金の交付を受けようとする者（以下「助成申請者」という。）は、宇土市産後ケア事業助成申請書（様式第７号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1)　受託外事業者が発行した領収書の写し

(2)　市税等（宇土市補助金等交付規則（昭和４９年規則第１８号）第３条第３項に規定する市税等をいう。）を滞納していないことを証明する書類又は同意書（宇土市補助金等交付規則様式第１号その２）

(3)　前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

２　前項の規定による申請は、事業の利用が終了した日の翌日から起算して１年以内に行うものとする。

３　市長は、第１項の規定により申請があったときは、内容を審査の上、前条第２項に規定する額を支払うものとし、宇土市産後ケア事業助成決定通知書（様式第８号）により助成申請者に通知するものとする。

（不当利益の返還）

第１５条　市長は、偽りその他不正の手段により助成を受けた者があるときは、その者から助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

（秘密保持義務）

第１６条　受託事業者及び受託外事業者は、業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、自己の利益のために利用し、又は不当な目的に利用してはならない。職務を退いた後においても、同様とする。

（その他）

第１７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和４年告示第４２―２号）

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和５年告示第４８号）

この要綱は、令和５年４月１日から施行し、同年４月１日以後に実施した事業について適用する。

附　則（令和６年告示第２４号）

（施行期日）

１　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の宇土市産後ケア事業実施要綱の様式により使用されている書類は、この要綱による改正後の宇土市産後ケア事業実施要綱の様式によるものとみなす。

附　則（令和７年告示第７４号）

この要綱は、令和７年５月１日から施行し、同年４月１日以降に実施した事業について適用する。

附　則（令和８年告示第５５号）

（施行期日）

１　この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の宇土市産後ケア事業実施要綱の様式により使用されている書類は、この要綱による改正後の宇土市産後ケア事業実施要綱の様式によるものとみなす。

別表（第１０条関係）

利用種別		利用形態	世帯	１回当たりの利用者負担金
居宅訪問型		２時間以内	一般世帯	１，０００円
			市町村民税非課税世帯	５００円
			生活保護世帯	０円
通所型	長時間型	３時間以上５時間程度	一般世帯	２，４００円
			市町村民税非課税世帯	１，２００円
			生活保護世帯	０円
	短時間型	３時間未満	一般世帯	１，０００円
			市町村民税非課税世帯	５００円
			生活保護世帯	０円
		多胎児加算（２人目以降の児１人につき）	一般世帯	５００円
			市町村民税非課税・生活保護世帯	０円
短期入所型		１泊	一般世帯	５，０００円
			市町村民税非課税世帯	２，５００円

		生活保護世帯	０円
	多胎児加算 （２人目以降の児 １人につき）	一般世帯	１，０００円
		市町村民税非課税・生活保護世帯	０円

備考　食事代（短期入所型を除く。）、ミルク代、おむつ代、交通費等の実費は、利用者の負担とする。

様式第１号（第６条関係）

年　　月　　日

宇土市長　様

申請者　氏名

（利用予定者との関係：　　）

宇土市産後ケア事業利用申請書兼同意書

次のとおり産後ケア事業を利用したいので、宇土市産後ケア事業実施要綱第６条の規定により申請します。

<table>
<tr><td rowspan="3">利用者</td><td>ふりがな
産婦氏名</td><td></td><td>生年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日（　　歳）</td></tr>
<tr><td>住所</td><td></td><td>電話番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>ふりがな
児氏名</td><td>（第　子）</td><td>出産（予定）日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>緊急連絡先</td><td>氏名</td><td colspan="2">（続柄：　　）</td><td>電話番号</td><td></td></tr>
<tr><td>希望するサービス
※1</td><td colspan="5">☐身体的ケア　　☐心理的ケアやカウンセリング
☐乳房ケアや授乳指導　　☐児の発育・発達確認
☐育児に関する指導や育児サポート（沐浴等）
☐生活面の相談　☐休息　☐栄養相談　☐その他の相談（スキンケア等）</td></tr>
<tr><td>利用種別※1</td><td colspan="5">☐居宅訪問型　☐通所型☐短期入所型</td></tr>
<tr><td rowspan="3">受託外事業者の利用希望
※1</td><td colspan="5">☐有　　☐無</td></tr>
<tr><td colspan="5">※「有」に☑の場合、その理由
☐里帰り出産のため
☐その他
【　　】</td></tr>
<tr><td colspan="5">利用希望施設の名称：
所在地：
電話番号：</td></tr>
<tr><td>同意欄</td><td colspan="5">私は、産後ケア事業の利用申請に当たり、次の事項に同意します。
１　利用者負担金の算定のため必要があるときは、宇土市が住民基本台帳等により、私の世帯状況及び所得状況について調査すること。
※上記について同意しない、又は転入等の理由により市が調査できず、課税状況の確認ができない場合は、市町村民税課税世帯で認定されます。減額を希望する場合は、世帯員の課税状況を証するものを添付してください。
２　里帰り出産等やむを得ない理由により受託外事業者で事業の提供を希望する場合は、要した費用の全額を受託外事業者に直接支払い、後日助成金の申請を行うこと。また助成決定の条件に満たなかった場合は、要した費用の全額を自己負担すること。
３　利用種別・受託外事業者利用の決定又は調整が希望に添えない場合があること。
４　利用予定者の情報を必要な範囲で受託（外）事業者に提供すること。
５　利用時の状況及び利用の結果得られた情報について、今後の子育て支援のために関係機関と情報共有すること。
申請者署名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿</td></tr>
</table>

※１　該当する項目にチェックを入れてください。

様式第２号（第７条関係）

指令第　　号
年　　月　　日

様

宇土市長

宇土市産後ケア事業利用承認通知書

年　　月　　日付けで申請のあった宇土市産後ケア事業の利用については、次のとおり利用を承認しましたので、宇土市産後ケア事業実施要綱第７条第１項の規定により通知します。

管理番号			
利用者氏名		生年月日	
児氏名		生年月日	
利用者住所	宇土市	世帯区分	
利用種別	□居宅訪問型　□通所型 □短期入所型		
利用可能施設	※受託事業者以外での事業利用を認めた場合のみ記載		
利用可能期間			

利用者負担金※	

利用者遵守事項
１　認定を受けたサービスを受託（外）事業所で利用する場合、必ずこの通知書を窓口に提示してください。 ２　利用中は、受託（外）事業者の規則及び指示事項を遵守してください。 ３　利用者負担金は、利用時に受託事業者へ直接お支払いください。食事代（短期入所型を除く。）、ミルク代、おむつ代、交通費等は実費負担となります。 ※受託外事業者で産後ケアの提供を受けた場合は、産後ケアに要した費用の全額を受託外事業者に支払い、後日助成金の申請を行ってください。ただし、世帯に市税等の滞納がある場合は、助成の対象外となります。 ４　利用を取りやめる場合は、速やかに受託（外）事業所へ御連絡ください。 ５　承認された事項を変更する場合は、宇土市産後ケア事業利用変更申請書（様式第４号）を市長に提出してください。

様式第３号（第７条関係）

指令第　　号
年　　月　　日

様

宇土市長

宇土市産後ケア事業利用不承認通知書

年　　月　　日付けで申請のあった宇土市産後ケア事業の利用については、次のとおり利用を不承認としましたので、宇土市産後ケア事業実施要綱第７条第１項の規定により通知します。

利用予定者氏名		児氏名	
利用予定者住所	宇土市		
利用種別	□居宅訪問型　□通所型 □短期入所型		
利用希望施設			

不承認の理由

様式第４号（第９条関係）

年　　月　　日

宇土市長　様

住所
被承認者　氏名
連絡先
（利用者との関係　　）

宇土市産後ケア事業利用変更申請書

年　　月　　日付けで承認通知のあった宇土市産後ケア事業の利用について、次のとおり変更したいので、宇土市産後ケア事業実施要綱第９条第１項の規定により届け出ます。

利用者氏名		児氏名	
利用者住所	宇土市		
世帯区分	□市町村民税課税世帯　□市町村民税非課税世帯□生活保護世帯		
利用種別	□居宅訪問型　□通所型 □短期入所型		
受託外事業者の利用希望※	受託外事業者の利用を希望する場合のみ記載 理由：□里帰り出産のため □その他【　　】 利用希望施設の名称： 所在地： 電話番号：		
変更の理由			

宇土市が住民基本台帳等により、利用予定者の世帯状況及び所得状況について調査します。転入等の理由により市が調査できず、課税状況の確認ができない場合は、市町村民税課税世帯で認定されます。減額を希望する場合は、世帯員の課税状況を証するものを添付してください。

※受託外事業者を利用する場合は、事業に要した費用の全額を受託外事業者に直接支払い、後日助成金の申請を行ってください。

様式第５号（第９条関係）

指令第　　号
年　　月　　日

様

宇土市長

宇土市産後ケア事業利用変更承認通知書

年　　月　　日付けで変更申請のあった宇土市産後ケア事業の利用については、次のとおり利用を承認しましたので、宇土市産後ケア事業実施要綱第９条第２項の規定により通知します。

管理番号			
利用者氏名		生年月日	
児氏名		生年月日	
利用者住所	宇土市	世帯区分	
利用種別	□居宅訪問型　□通所型 □短期入所型		
利用可能施設	※受託外事業者での事業の利用を認めた場合のみ記載		
利用可能期間			

利用者負担金	

利用者遵守事項
１　認定を受けたサービスを受託（外）事業所で利用する場合、必ずこの通知書を窓口に提示してください。 ２　利用中は、受託（外）事業者の規則及び指示事項を遵守してください。 ３　利用者負担金は、利用時に受託事業者へ直接お支払いください。食事代（短期入所型を除く。）、ミルク代、おむつ代、交通費等は実費負担となります。 ※受託外事業者で産後ケアの提供を受けた場合は、産後ケアに要した費用の全額を受託外事業者に直接支払い、後日助成金の申請を行ってください。ただし、世帯に市税等の滞納がある場合は、助成の対象外となります。 ４　利用を取りやめる場合は、速やかに受託（外）事業所へ御連絡ください。 ５　承認された事項を変更する場合は、宇土市産後ケア事業利用変更申請書（様式第４号）を市長に提出してください。

様式第６号（第１１条関係）

宇土市 長宛

報告日(年は和暦)　　年　月　日

産後ケア事業実施報告書（　　年　　月報）

事業所名

NO	利用日（月日）	利用者名	世帯区分 課税・非課税・生保から選択	利用型 短期入所・通所・居宅訪問・集団から選択	利用型詳細	利用回数		自治体への特記事項 有無選択	自己負担額（徴収額）単位不要	公費負担額(請求額)　全て単位不要			
						利用型別	全型累計			利用料①	加算②（多胎等）	旅費③	請求額計①～③の合計
例		阿蘇　桜	非課税	通所	３時間型	２	５	無	1,500	3,500	1,000	500	5,000
１													0
２													0
３													0
４													0
５													0
６													0
７													0
８													0
９													0
１０													0
１１													0
１２													0
１３													0
１４													0
１５													0
１６													0
１７													0
１８													0
１９													0
２０													0
								計	0	0	0	0	0

※利用型で集団を選択した場合は、「世帯区分」「自治体への特記事項」は『―』を選択してください。

※利用日については、ショートステイの場合利用開始日を記載してください。また、連日利用の場合は、２行使用し、２回分として計上してください。

※利用種別の型の詳細については、デイサービス型で詳細が分かれている場合(例：２時間・３時間等)を記載してください。

※利用回数については、他の施設で受けた回数も含めて記載してください。

※自治体への特記事項の有無は、自治体の早期介入が必要な場合等に有を選択してください。なお、有の場合は個票に内容を詳細に記載してください。

１枚目で不足する場合はこちらに記載

NO	利用日（月日）	利用者名	世帯区分	利用型	利用型詳細	利用回数		自治体への特記事項	自己負担額（徴収額）単位不要	公費負担額（請求額）　全て単位不要			
						利用型別	全型累計			利用料①	加算②（多胎等）	旅費③	請求額計①～③の合計
例	１１月１日	阿蘇　桜	非課税	通所	３時間型	２	５	無	1,500	3,500	1,000	500	5,000
２１													0
２２													0
２３													0
２４													0
２５													0
２６													0
２７													0
２８													0
２９													0
３０													0
３１													0
３２													0
３３													0
３４													0
３５													0
３６													0
３７													0
３８													0
３９													0
４０													0
								小計	0	0	0	0	0
								２枚目まで合計	0	0	0	0	0

件数集計

型名	型名詳細	課税	非課税	生活保護	その他	計
短期入所１		0	0	0	0	0
短期入所２		0	0	0	0	0
短期入所３		0	0	0	0	0
短期入所４		0	0	0	0	0
短期入所　計		0	0	0	0	0
居宅訪問１		0	0	0	0	0
居宅訪問２		0	0	0	0	0
居宅訪問３		0	0	0	0	0
居宅訪問４		0	0	0	0	0
居宅訪問５		0	0	0	0	0
居宅訪問　計		0	0	0	0	0

型名	型名詳細	課税	非課税	生活保護	その他	計
通所１		0	0	0	0	0
通所２		0	0	0	0	0
通所３		0	0	0	0	0
通所４		0	0	0	0	0
通所５		0	0	0	0	0
通所６		0	0	0	0	0
通所７		0	0	0	0	0
通所８		0	0	0	0	0
通所９		0	0	0	0	0
通所計		0	0	0	0	0

課税計	非課税計	生活保護計	その他計	総合計
0	0	0	0	0

様式第７号(第１４条関係)

年　　月　　日

宇土市長　様

住所
申請者　　氏名
電話番号

宇土市産後ケア事業助成申請書

宇土市産婦ケア事業を利用しましたので、宇土市産後ケア事業実施要綱第１４条第１項の規定により、関係書類を添えて申請します。

利用者氏名（産婦）		生年月日	年　　月　　日
利用日時	利用した施設	ケア種別	費用負担額（円）
年　月　日		□居宅訪問型 □通所型・長時間型 □通所型・短時間型 □短期入所型	
年　月　日		□居宅訪問型 □通所型・長時間型 □通所型・短時間型 □短期入所型	
年　月　日		□居宅訪問型 □通所型・長時間型 □通所型・短時間型 □短期入所型	
年　月　日		□居宅訪問型 □通所型・長時間型 □通所型・短時間型 □短期入所型	

【振込先】

金融機関名	銀行　　金庫 農協　　組合		本店　　支店 支所　　出張所
預金種別	普通　・　当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

【添付書類】

１　利用した施設が発行した領収書の写し（請求分全て）
　（氏名、日付、明細、金額が分かるもの）
２　市税等を滞納していないことを証明する書類

様式第８号（第１４条関係）

指令第　　号
年　　月　　日

様

宇土市長

宇土市産後ケア事業助成決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった宇土市産後ケア事業助成について、次のとおり交付することに決定したので、宇土市産後ケア事業実施要綱第１４条第３項の規定により通知します。

１　助成決定額　　円

２　振込予定日　　年　　月　　日

なお、助成金の交付については、申請書に記載してあります金融機関の口座に振り込みます。

様式第１号（第６条関係）
様式第２号（第７条関係）
様式第３号（第７条関係）
様式第４号（第９条関係）
様式第５号（第９条関係）
様式第６号（第１１条関係）
様式第７号（第１４条関係）
様式第８号（第１４条関係）